京西小学校 PTA 規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は京西小学校PTAと称す。
- 第2条 この会は事務所を京西小学校(世田谷区用賀4-27-4。以下「本校」という。)に置く。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は、本校に在籍する児童(以下「児童」という。)の健全な育成を図り、併せて児童が属する 家庭の保護者(以下「保護者」という。)と本校に勤務する学校職員(以下「職員」という。)相互の 理解と親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
 - (1) 教育環境の整備充実に関すること
 - (2) 児童の校外生活指導に関すること
 - (3) 児童の学習生活の充実及び保健厚生に関すること
 - (4) 保護者および職員相互の研修と親睦に関すること
 - (5) その他上記(1)ないし(4)に類すること

第3章 方針

- 第5条 この会は次の方針に基づいて活動する。
 - (1) 政治的・宗教的・営利的活動をしない。
 - (2) 本校の管理や人事に干渉しない。
 - (3) 児童の教育と福祉のために活動する各種団体と協力・提携する。

第4章 会員

- 第6条 この会は、この会の目的に賛同して入会した次の者を会員とする。
 - (1) 保護者 ただし、保護者の会員たる資格は各家庭に1つとする。
 - (2) 職員
- 第7条 この会に入会しようとする保護者又は職員はこの会に入会を届けるものとする。
 - 2. 前項の届出は、細則に定める方法による。
- 第8条 会員はこの会に退会を届けることによりいつでも退会することができる。
 - 2. 前項の届出は、細則に定める方法による。
 - 3. 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する児童がいなくなったとき
 - (2) 職員の会員が本校に勤務しなくなったとき
- 第9条 会員は、年会費を納めるものとする。

- 第10条 会員は総て平等の権利と義務を有する。
- 第11条 保護者の会員が行う活動内容については、会員ごとの活動記録を作成し、次年度以降の役員、委員、係、お手伝いを決定する際の参考とする。活動記録の運用方法については実行委員会にて審議、 決定するものとする。
- 第12条 この会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。
- 第13条 会員は、この会の活動報告書類(総会、実行委員会、役員会の議事録を含むがこれに限らない)および会計帳簿を随時閲覧することができる。

第5章 会費

- 第14条 会員の年会費は、総会でその基準および年額を決定する。
- 第15条 年会費の金額、その他年会費に関する事項については、総会の議決により細則に定める。

第6章 会計

- 第16条 この会は、年会費、寄附金およびその他の収入によって運営する。
- 第17条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第18条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員及び会計監査

- 第20条 この会に次の役員及び会計監査を置く。
 - (1) 会長 1名(保護者)
 - (2) 副会長 5~9名(保護者4~8 職員1)
 - (3) 書記 4名(保護者3 職員1)
 - (4) 会計 4名(保護者2 職員2)
 - (5) 会計監査2名(保護者)
- 第21条 役員及び会計監査(以下「役員等」という)は、会員の中から候補者を選出し、総会の承認を受けて選任する。ただし、必要のある場合には、定員の上限を超えない範囲で目的を明示した特別担当副会長をつくることができる。
 - 2. この会の保護者の役員等の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3. 保護者の役員等の再任を妨げない。ただし、引き続き同じ役員等には1年だけ重任できるものとし、 他の役員等に選任される場合においても、役員等の職にあることが連続して4年を超えてはならない。
 - 4. 原則、保護者の役員等は、委員、係、又はお手伝いを兼任できない。ただし、実行委員会の承認を 受けて、特別委員会の委員を兼任することができる。
 - 5. 会長に欠員を生じたときは、副会長(保護者4~8)を会長候補者とし、実行委員会において選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

- 6. 副会長、書記、会計又は会計監査に欠員が生じたときは、役員会が保護者の会員の中から候補者 を選出し、実行委員会の承認を受けて欠員を補充することができる。
- 第22条 役員等の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長 この会を代表し、会務をつかさどる。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
 - (3) 書記 この会の議事録を記録し、この会の庶務を行う。
 - (4) 会計 この会の会計事務を処理する。
 - (5) 会計監査 この会の会計を監査し、通常総会に報告する。
- 第23条 学校長、副校長は、役員と同様の資格をもって、役員候補者選出委員会を除く如何なる会合にも 随時臨んで意見と希望をのべることができる。

第8章 総会

- 第24条 総会は、この会の最高意思決定機関である。
 - 2. 総会は全会員でこれを構成する。
- 第25条 総会は通常総会および特別総会の2種とする。
 - 2. 通常総会は年度始めと年度末に開く。
 - 3. 特別総会は会長または実行委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった場合に、会長が召集する。
- 第26条 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 前年度の活動報告及び決算報告の承認
 - (2) 新年度活動計画及び新年度予算の承認
 - (3) 役員及び会計監査の承認の承認
 - (4) 規約変更、年会費、その他この会の運営上重要と認められる事項
- 第27条 総会の定足数は、全会員の5分の1 (有効な委任状を提出したものを含む) とする。
 - 2. 総会の議決は、出席会員の過半数で決め、同数の場合は議長の裁決による。
 - 3. 規約に関する事項についての総会の議決は、前項の規定にかかわらず、出席会員の3分の2以上による。

第9章 実行委員会

- 第28条 実行委員会はこの会の最高執行機関である。
 - 2. 実行委員会は、役員と各学年の代表者および学級代表、校外、文化厚生、広報、研修、エコ、夏まつり、もちつき、および役員選出の各委員会の正副委員長をもって構成する。
 - 3. 会長が必要と認める場合は、他の構成員の意見を聞き、非構成員を実行委員会に出席させることができる。
- 第29条 実行委員会は、必要に応じて開催する。
- 第30条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関すること
- (2) 委員会によって立案された事業計画を、審議検討し、承認すること
- (3) 総会に提出する活動計画及び予算案、活動報告及び決算報告書を作成すること
- (4) その他総会から付託された事項を処理すること
- (5) 細則(年会費に関する事項を除く)について審議し、議決すること
- 第31条 実行委員会の定足数は、第28条2項に定める構成員の2分の1とする。
 - 2. 実行委員会の議決は、出席構成員の過半数で決め、同数の場合は議長の裁決による。

第10章 役員会

- 第32条 役員会は、全役員でこれを構成する。
 - 2. 役員会は、総会または実行員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。

第11章 委員会・委員及び係り・お手伝い

- 第33条 この会の目的を達成するため委員会を置き、各委員会の活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 学級代表委員会 学年学級相互の連絡調整、学級運営に関すること
 - (2) 校外委員会 児童の安全及び校外生活に関すること
 - (3) 文化厚生委員会 家庭教育学級活動による教養と親睦促進に関すること
 - (4) 広報委員会 会報の発行に関すること
 - (5) 研修委員会 保護者と職員との意見交換・学びの場に関すること
 - (6) エコ委員会 エコ活動の推進に関すること
 - (7) 夏まつり委員会 夏まつりの企画・運営に関すること
 - (8) もちつき委員会 開校記念を祝う学校行事「もちつき」関すること
 - (9) 役員選出委員会 役員候補者及び会計監査候補者の選出に関すること
- 第34条 必要のある場合は、目的を明示した特別委員会を作ることができる。
- 第35条 各委員会を構成する委員は、保護者の会員から選出するものとし、委員数は必要な人数を実行委員会で定める。
 - 2. 各委員会は、その構成する委員から選出された委員長1名を置くこととし、各委員会で定める数の 副委員長を置くことができる。
 - 3. 原則、委員の任期はいずれも毎年4月1日から翌年3月31日までとする。特別委員会の任期は2年を超えない範囲で期間を定めることができる。
 - 4. 原則、各委員会の委員は、他の委員を兼任できない。ただし、実行委員会の承認を受けて、特別委員会の委員を兼任することができる。
- 第36条 各委員会は必要に応じて開き、その委員会に所属する事業を協議決定し、実行委員会の承認を経 てこれを執行する。
 - 2. 委員会の議決は出席者の過半数で決め、同数の時は議長の裁決による。
 - 3. 一般会員は役員候補者選出委員会をのぞく他の委員会に任意出席して、発言することができる。し

かし議決権は有しない。

- 第37条 この会に、役員会、実行委員会が主催もしくは協力して行う活動に参加する係、お手伝を置くことができる。
 - 2. 係の活動内容および係の数、お手伝いの活動内容およびお手伝いの数は実行委員会が定める。
 - 3. 係、お手伝いは保護者の会員から選出する。

第12章 細則

- 第38条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て適宜 定める。
- 第39条 この会の入会の届出は入会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。
- 第40条 この会の退会の届出は、退会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。
- 第41条 年会費は保護者の会員については一家庭あたり、職員の会員については1名あたりそれぞれ300 0円とする。
 - 2. 年度途中に本校に転入した児童の保護者又は本校での勤務を開始した職員が入会した場合の年会費は転入又は勤務開始の時期に応じ次のとおりとする。
 - (1) 4月1日から8月31日まで 3,000円
 - (2) 9月1日から12月31日まで2,000円
 - (3) 1月1日から3月31日まで 1,000円
 - 3. 年度途中に会員が退会した場合、年会費の返還は行わない。
- 第42条 役員候補者及び会計監査候補者の選出方法は、役員選出委員会が協議して決定する。
 - 2. 役員等の候補者は、単に学級学年の枠にとらわれることなく、広い視野にたって、全会員の中からあげることを原則とする。
 - 3. 選出委員は次年度の役員候補の対象外とする。
 - 4. 選出委員として知り得た会員個人の情報等については、その活動に必要な場合を除き使用、開示をしてはならず、用済み後速やかに破棄しなければならない。
- 第43条 職員が(会員に限らない)転退任したときは、この会から記念品を贈呈することができる。ただし記念品は3,000円を超えないものとする。
 - 2. 職員の会員が退職した場合またはその功労が顕著なときは、この会として礼遇する。ただし、その礼遇 の内容及び費用は実行委員会において協議するものとする。
 - 3. 職員の会員が結婚したときは、この会から祝金または記念品を贈呈することができる。ただし、その費用は5,000円を超えないものとする。
- 第44条 会員または会員の配偶者が死亡したときは、この会から香典を包む。ただし、香典の額は5,000 円を超えないものとする。
 - 2. 会員以外の学校関係者が死亡したときは、この会から供花等をすることができる。ただし、その費用は役員会が定め、実行委員会に報告する。
 - 3. 本校に在籍する児童が死亡したときにはこの会から香典を包む。ただし、香典の金額は役員会が定め、 実行委員会に報告する。
 - 4. その他上記 1 項ないし 3 項以外のことについては、必要に応じてつど役員会が定め実行委員会に報告する。

第13章 付則

第45条 本規約は昭和31年1月28日より実施する。

			,	–			
昭和	3 3	年	4	月	2 5	日	一部改正
昭和	3 5	年	5	月	18	日	一部改正
昭和	3 7	年	5	月	2 6	日	一部改正
昭和	3 9	年	5	月	2 9	日	一部改正
昭和	4 0	年	4	月	2 7	日	一部改正
昭和	4 1	年	4	月	2 7	日	一部改正
昭和	4 2	年	4	月	2 6	日	一部改正
昭和	4 4	年	4	月	2 8	日	一部改正
昭和	4 5	年	4	月	2 7	日	一部改正
昭和	4 6	年	4	月	2 7	日	一部改正
昭和	4 8	年	3	月	8	日	一部改正
昭和	5 0	年	4	月	1	日	一部改正
昭和	5 2	年	1	月	1 3	日	一部改正
昭和	5 2	年	4	月	2 6	日	一部改正
昭和	5 3	年	3	月	1 0	日	一部改正
昭和	5 4	年	3	月	8	日	一部改正
昭和	5 6	年	1	月	1 3	日	一部改正
昭和	5 7	年	5	月	1 7	日	一部改正
昭和	5 8	年	3	月	3	日	一部改正
昭和	5 9	年	3	月	7	日	一部改正
平成	元	年	3	月	1 5	日	一部改正
平成	4	年	3	月	1 1	日	一部改正
平成	1 5	年	3	月	1 1	日	一部改正
平成	1 6	年	3	月	9	日	一部改正
平成	1 7	年	3	月	7	日	一部改正
平成	1 9	年	3	月	9	日	一部改正
平成	1 9	年	5	月	1 4	日	一部改正
平成	2 0	年	3	月	4	日	一部改正
平成	2 1	年	3	月	4	日	一部改正
平成	2 2	年	3	月	3	日	一部改正
平成	2 2	年	5	月	2 0	日	一部改正
平成	2 3	年	5	月	1 7	日	一部改正
平成	2 4	年	5	月	1 7	日	一部改正
平成	2 6	年	5	月	9	日	一部改正
平成	2 8	年	1	月	2 3	日	一部改正
平成	2 9	年	1 1	月	2 7	日	全体改訂
平成	3 0	年	1 0	月	1	日	一部改正